

事業者の皆様へ

土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更の届出について

○ 届出が必要となる土地の形質変更（土壤汚染対策法第4条第1項）

切り土（掘削）や盛り土など、土地の形状を変更させる行為の合計面積が3,000㎡以上である工事等※において届出が必要となります。

※異なる敷地で行う工事であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものは全体を一つの行為とみます。また、有害物質使用特定施設が設置されている（又は使用が廃止された）工場若しくは事業場の敷地にあつては、900㎡以上である工事等において届出が必要となります。

ただし、次の①～⑥に該当する行為については届出の必要はありません。

- ①イ～ハのいずれにも該当しない行為
 - イ. 土壌を形質変更する区域外へ搬出する行為
 - ロ. 土壌の飛散又は流出を伴う行為
 - ハ. 掘削の深さが50cm以上である形質変更
- ②農業を営むための通常行われる行為であつて、土壌を形質変更する区域外へ搬出しないもの
- ③林業の用に供する作業路網の整備であつて、土壌を形質変更する区域外へ搬出しないもの
- ④鉱山関係の土地で行われる形質変更
- ⑤非常災害のために必要な応急措置
- ⑥掘削が無い、盛り土のみの形質変更

○ 届出を行う者

土地の形質変更をしようとする者

一般的には、工事計画を決定する者や土地を借りて開発行為等を行う者が該当します。

（具体例）開発業者、工事発注者など

○ 届出の際に必要な書類

以下の書類を3部（保健所、環境管理課、届出者控え用）作成し、提出してください。

様式や記載例については、県ホームページよりダウンロードできます。

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- 土地の形質変更の対象となる土地の所在地の地図
3千～1万5千分の1程度の縮尺地図

- 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした図面
切り土（掘削）部分、盛り土部分が区別して表示され、それぞれに係る地番、面積及び面積算定根拠、形質変更の深さが表示された平面図、立面図及び断面図（工事図面の写しでも可）
- 土地の所有者等であることを証明する書類
（具体例）登記事項証明書及び公図の写し
官公署が発行する証明書等は、届出日前3ヶ月以内のもの
- 土地の所有者等の土地の形質変更の実施についての同意書
届出者と土地の所有者等が異なる場合
- 土地利用履歴書
土壌汚染のおそれを判断するための資料となるので、分かる範囲で記入
- 工事工程表

○ 届出期限

土地の形質変更に着手する30日前まで※

※「着手する日」とは、土地の形質変更そのものに着手する日を指し、契約事務や設計等の準備行為を含みません。また、届出期限については罰則規定があります。

○ 届出先

土地の形質変更の対象となる土地の所在地を管轄する保健所

※宮崎市内については[宮崎市環境指導課\(リンク\)](#)

○ 届出後の県の対応（土壌汚染対策法第4条第3項関係）

届け出られた土地のうち、切り土（掘削）部分の土地が以下に示す汚染のおそれの判断基準に該当する場合、土地所有者等に対し土壌汚染状況調査を命ずることがあります。

- ①特定有害物質による汚染状態が法の基準に適合しないことが明らかである土地
- ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散、流出又は地下に浸透した土地
- ③特定有害物質を製造、使用又は処理する工場等がある（あった）土地
- ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を貯蔵又は保管していた工場等がある（あった）土地
- ⑤②から④と同等程度に特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

○ お問い合わせ

事前の届出が義務付けられておりますので、工事等の予定を考慮し、余裕を持って県環境管理課及び管轄保健所までお問い合わせください。

宮崎市内で土地の形質変更を行う場合は、
[宮崎市環境指導課\(リンク\)](#) (0985-21-1763) へお問い合わせください。

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
環境管理課	0985-26-7085	
中央保健所	0985-28-2111	国富町、綾町
日南保健所	0987-23-3141	日南市、串間市
都城保健所	0986-23-4504	都城市、三股町
小林保健所	0984-23-3118	小林市、えびの市、高原町
高鍋保健所	0983-22-1330	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向保健所	0982-52-5101	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
延岡保健所	0982-33-5373	延岡市
高千穂保健所	0982-72-2168	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町